

第4章

将来像実現のための施策

1 施策の体系	52
2 個別施策	53
3 重点プロジェクト	68

第4章 将来像実現のための施策

1 施策の体系

みどりの将来像の実現に向けて、基本方針にもとづく実施施策を示します。

基本理念・基本方針		施策系統	個別施策	
基本理念 豊かなみどりを活かし、人とみどりが共生するまち 青梅	基本方針1 みどりをまもる	1-1 山地・丘陵地の保全	1-1-1 法や条例による山地・丘陵地の保全	1-1-2 山地・丘陵地の生物多様性の確保
		1-2 河川環境の保全	1-2-1 多摩川の河川環境の保全	1-2-2 多摩川以外の河川環境の保全
		1-3 市街地の樹林の保全	1-3-1 崖線樹林の保全	1-3-2 平地林の保全
		1-4 農地の保全	1-4-1 生産緑地地区の保全	1-4-2 農業振興地域農用地区域の保全
	基本方針2 みどりを育てる	2-1 魅力ある公園・緑地づくり	2-1-1 地域特性に合わせた計画的な公園等の改修 2-1-3 開発行為等による新設公園の指導	2-1-2 効率的・効果的な公園等の管理
		2-2 公共施設・道路のみどりづくり	2-2-1 公共施設の緑化推進 2-2-3 駅前広場等の緑化推進	2-2-2 街路樹等の育成と管理
		2-3 民有地のみどりづくり	2-3-1 民有地の緑化	
		2-4 市街地のみどりのネットワークづくり	2-4-1 エコロジカルネットワークづくり	2-4-2 みどりを巡るネットワークづくり
	基本方針3 みどりを活かす	3-1 山地・丘陵地の活用	3-1-1 森林機能の向上 3-1-3 廃材利活用等の資源循環の促進 3-1-5 教育の場としての活用	3-1-2 多摩産材等の活用 3-1-4 レクリエーションの場としての活用
		3-2 河川環境の活用	3-2-1 水辺空間の利活用	
		3-3 市街地のみどりの活用	3-3-1 みどりのリサイクルの推進 3-3-3 みどりによる防災・減災機能の充実	3-3-2 オープンガーデン等の推進
		3-4 農地の活用	3-4-1 農地による防災・減災機能の活用 3-4-3 農畜産物の利用促進	3-4-2 市民農園等の利用促進
	共通方針 共創 (みどりを共につくる)	共-1 多様な主体によるみどりのまちづくり	共-1-1 市民等の共創による公園・緑地等の管理と活用 共-1-2 ボランティア活動のネットワークづくり 共-1-3 担い手の発掘と育成	
		共-2 みどりのまちづくりに関する普及啓発	共-2-1 みどりに関する情報発信 共-2-2 みどりに関する普及啓発	

2 個別施策

基本方針 1 みどりをまもる

1-1 山地・丘陵地の保全

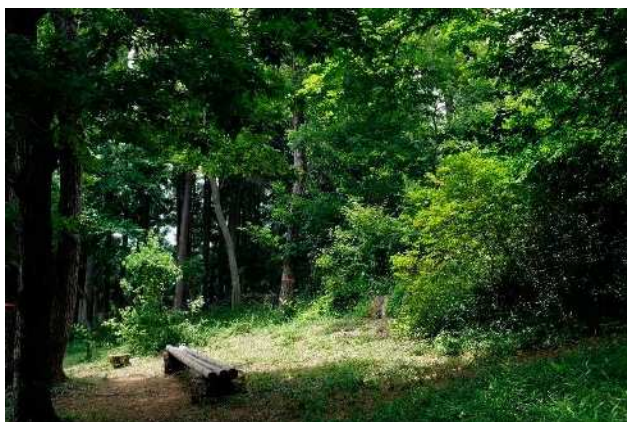


本市のみどりの骨格を形成する山地・丘陵地は、豊かな自然を有しており、多くの生き物が生息・生育する空間であるとともに、水源かん養や二酸化炭素の吸収などの多面的機能は、わたしたちの生活を支えています。この貴重な山地・丘陵地を保全する取組を推進します。

1-1-1 法や条例による山地・丘陵地の保全

本市の山地・丘陵地は、法や条例により秩父多摩甲斐国立公園や都立羽村草花丘陵自然公園、特別緑地保全地区、東京都保全地域などの指定がされています。引き続き、各種制度を運用するとともに、国、東京都、関係団体等と連携して、山地・丘陵地の自然環境を保全します。

また、特に保全する必要がある区域については、特別緑地保全地区の指定や東京都の支援制度の活用等による自然環境の保全を検討します。



勝沼城跡歴史環境保全地域

表 4-1 山地・丘陵地保全のための法や条例の指定状況

制度	地区名	制度概要
国立公園 (自然公園法)	秩父多摩甲斐国立公園	優れた自然の風景地の保護と利用増進による国民の保健・休養・教化、生物多様性の確保を目的とした制度
都立自然公園 (自然公園法)	都立羽村草花丘陵自然公園	
特別緑地保全地区 (都市緑地法)	第1号千ヶ瀬特別緑地保全地区 第2号青梅の森特別緑地保全地区	都市の良好な自然的環境を形成している緑地を指定し、建築行為の制限などにより保全する制度
東京都保全地域 (東京都自然保護条例※)	勝沼城跡歴史環境保全地域 立川崖線緑地保全地域 青梅上成木森林環境保全地域	良好な自然生態系を保護し、次代へ引き継ぐことを目的とした制度 自然環境保全地域、森林環境保全地域、里山保全地域、歴史環境保全地域、緑地保全地域の5種類がある
風致地区 (都市計画法)	霞丘陵風致地区	良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域に定める制度
保安林 (森林法)	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 その他	公益的機能の発揮が特に必要な森林を指定し、立木の伐採や土地の形質の変更等を規制する制度 水源かん養や災害防止の保安林は、森林を保全するための治山事業を実施

※東京における自然の保護と回復に関する条例

1-1-2 山地・丘陵地の生物多様性の確保

山地・丘陵地は多様な生き物が生息・生育する空間であり、希少な生き物も確認されています。健全な生態系が維持されるよう、生物多様性の視点を持って保全の取組を進めます。

生物多様性の確保に向けては、「青梅市生物多様性地域戦略」を推進するとともに、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組を進めます。

シカ等の有害鳥獣被害に対しては、東京都や周辺自治体、関係団体と連携した捕獲等の取組を推進するとともに、植栽が予定されている森林を中心に、単木保護ネットやシカ侵入防護柵の設置等の保護措置を推進します。近年では、クマの出没が確認されており、東京都や周辺自治体、関係団体と連携した対策を実施します。



シカ侵入防護柵

1-2 河川環境の保全



本市には、多摩川をはじめ、霞川や成木川等の多くの河川があります。河川は、洪水の被害防止などの治水、水道用水や農業用水などの利水、自然環境や景観などの環境形成の機能を持つとともに、みどりのネットワークを形成しています。これらの機能を充実するために、水辺地や崖線樹林を含む河川環境を保全する取組を推進します。

1-2-1 多摩川の河川環境の保全

多摩川は、「多摩川水系河川整備計画（万年橋より下流）」や「多摩川上流圏域河川整備計画（万年橋より上流）」にもとづき、保全整備が進められ

ています。国や東京都と連携し、自然環境や水質に配慮した治水安全度の向上や保全、維持・管理、遊歩道の整備等を促進します。

また、「青梅市多摩川沿い地区景観形成基本計画」にもとづき、良好な景観形成を図ります。

1-2-2 多摩川以外の河川環境の保全

霞川流域と、黒沢川、直竹川、北小曾木川を支川とした成木川流域からなる霞川圏域は、「霞川圏域河川整備計画」にもとづき、保全整備が進められています。東京都と連携し、治水安全度の向上を図るとともに、残されている自然環境を保全し、水辺に親しみを持てる身近な川づくりを促進します。



霞川

また、公共下水道や合併処理浄化槽の整備による全市水栓化に向けた計画の推進により、河川の水質向上に努めます。

1-3 市街地の樹木の保全



市街地には崖線樹林や平地林、社寺林、屋敷林等のまとまった樹林が点在しています。市街地に残る樹林は、貴重な自然環境であり、地域特有の景観を形成しています。これらの樹林の一部は、法や条例等による、みどりの保全制度が適用されているものもありますが、消失の可能性がある樹林も多く存在しています。市街地に残された貴重な自然環境を次世代につなぐため、樹木の保全に努めます。

1-3-1 崖線樹木の保全

多摩川などの崖線樹林は、湧水や生き物の生息・生育空間として貴重なみどりであり、立川崖線の一部は特別緑地保全地区や東京都保全地域に指定されています。

「多摩川由来の崖線の緑の保全に向けてのガイドライン*」にもとづき、東京都や関係市と連携して保全施策を検討するとともに、特別緑地保全地区等の指定がされていない樹林については、保全すべき樹木の調査や保全方法等を検討し、計画的な保全に取り組めます。

また、「青梅市多摩川沿い地区景観形成基本計画」にもとづき、崖線緑地の伐採の規制等により、適切な樹木の維持・管理を推進します。



崖線樹林

1-3-2 平地林の保全

市街地に残る平地林*は、新田山公園のように都市公園として保全されているもののほか、社寺林や屋敷林、学校等の施設内における樹林なども数多く点在しています。

社寺林や屋敷林、地域のシンボルとなっている樹木、生き物の生息・生育する空間となる樹林等の保全方策を検討します。



新田山公園

1-4 農地の保全

本市には、多くの農地があり、市街化区域には生産緑地地区、市街化調整区域には農業振興地域農用地区域*（以下、「農振農用地区域」という。）が指定され、多様な農畜産物が生産されています。しかし、農業従事者の高齢化や担い手不足等により、農地面積は減少傾向が続いています。一方で、農地の持つ多面的機能から、都市農地は「あるべきもの」として位置付けが転換されました。まちづくりに必要なみどりとして、農業振興施策と連携し、農地の保全に取り組みます。

1-4-1 生産緑地地区の保全

本市の市街化区域には、多くの生産緑地地区が点在しており、新鮮で安全・安心な農作物の供給、防災・減災、農のある風景を形成しています。

緑地機能や多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全するため、生産緑地地区制度の活用により、市街化区域内農地の適正な維持を図るとともに、都市農地の保全施策を検討します。

また、生産緑地地区の適正な保全のため、肥培管理*調査等を行うとともに、管理指導を継続して実施します。



生産緑地地区

1-4-2 農業振興地域農用地区域の保全

市街化調整区域の農地のうち農業の振興を図るべき地域は、農振農用地区域が指定されています。この区域では、田植えや稲刈りなどの農業体験会を実施するなど、交流の場ともなっています。

総合的に農業の推進を図るべき地域である農振農用地区域は、農地が持つ多面的機能を踏まえるとともに、農地の有効活用や生産性の向上を促進し、まとまりのある農地の保全に努めます。

また、本市の土地利用方針を踏まえつつ、地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）*に位置付けられた意欲ある認定農業者*や認定新規就農者*、法人等への集約の検討、農地バンク*の普及・啓発により、農業の担い手への利活用を推進します。



霞水田

基本方針2 みどりを育てる

2-1 魅力ある公園・緑地づくり

本市には170箇所の公園・緑地等があり、多くの市民が利用しています。公園等の更なる魅力向上と、あらゆる人々が自由に楽しく過ごすことができるよう、地域特性や利活用ニーズに応じた公園等の改修や管理を進めます。

2-1-1 地域特性に合わせた計画的な公園等の改修

本市には、永山公園や吹上しょうぶ公園、梅の公園、花木園などの特色ある公園のほか、身近に街区公園や児童遊園などがあり、多くの人が利用しています。

公園施設等については、安全・安心な施設利用を維持するため、「青梅市公園施設長寿命化計画*」にもとづき、予防保全型管理を主体とした計画的な補修や更新を実施します。

公園・緑地を高齢者や障がい者、こども、外国人等のあらゆる人々が、自由に安心して利用できる場としていくため、地域住民の意向やニーズを踏まえ、公園施設等のバリアフリー*化、ユニバーサルデザイン*化を推進するとともに、地域特性を踏まえながら、だれもが遊べる遊具の導入を進めます。

また、持続可能な公園管理の実現のため、地域のニーズや土地利用方針の変化を踏まえ、都市計画の見直し等を検討します。



花木園の遊具



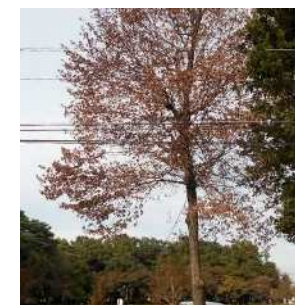
2-1-2 効率的・効果的な公園等の管理

誰もが安全・安心で居心地よく過ごせる公園・緑地となるよう、日常の維持・管理や施設点検、定期点検を実施しています。

公園・緑地の更なる魅力向上や新たな賑わいの創出を図るため、指定管理者制度や Park-PFI 制度等の民間活力を活用した管理方法の導入について検討します。

また、公園・緑地を柔軟に利活用するための仕組みづくりや、管理を効率的に行う方法として、デジタル技術を活用した公園DXの取組を検討します。

老木化した樹木や病害虫等の被害木については、適正な管理、更新により、倒木や枝折れなどを未然に防止するよう努めます。



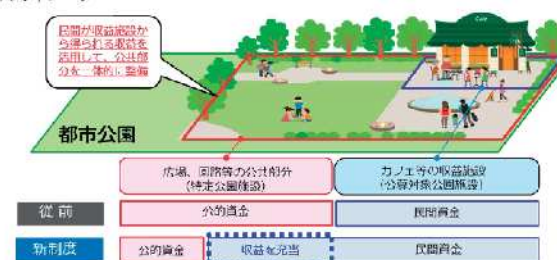
ナラ枯れ被害木

コラム Park-PFI とは

Park-PFI とは、民間活力を導入し、公園管理者の財政負担を軽減するとともに、公園の質の向上や公園利用者の利便性を向上させる公園の整備・管理手法です。具体的には、公募によって事業者を選定し、選定された事業者は飲食店や売店等の公園利用者の利便性が向上するような施設を設置し、この施設による収益を活用して、公園の整備や改修をするものです。

Park-PFI を活用した公園の再整備では、カフェやレストラン、スポーツ施設やイベント施設等の設置により、公園の新たな魅力づくりや地域の賑わいをもたらしています。

■P-PFIのイメージ



資料：国土交通省 都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン

2-1-3 開発行為等による新設公園の指導

本市では、一定規模以上の開発行為等に対して、「青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例*（以下、「開発条例」という。）」にもとづき、公園等の整備を指導しています。

開発行為等によって整備される公園等は、周辺住民が積極的に活用することができ、良好な景観形成にも寄与する質の高い配置となるよう、適切な指導を行います。

また、持続可能な公園等の管理を実現するため、開発条例における公園設置基準等の見直しを検討します。

今後、都市的土地利用を計画的に誘導していく「新市街地計画ゾーン」における地区計画制度*等の導入にあたっては、緑化率規制について検討します。

今井土地区画整理事業区域においては、地区計画を踏まえ公園等の整備等を通じた計画的な緑化を推進し、進出企業に対してもみどりの充実を促します。



開発行為による新設公園

2-2 公共施設・道路のみどりづくり



学校や市役所などの公共施設は、市内の各地域に点在しており、施設緑化を行うことにより、地域のみどりの拠点の一つとなります。

また、街路樹が整備された道路は、みどりのネットワークとして多様な効果が期待されることから、公共施設と道路の緑化を推進します。

2-2-1 公共施設の緑化推進

学校や市役所などの公共施設では植栽地を整備しており、接道部の花木などは地域住民や道路利用者がみどりを楽しむ空間を創出しています。

将来を担うこどもたちが学んでいる学校では、学校ビオトープ*等の環境教育への活用、コミュニティ花壇やみどりのカーテンの設置など、自然環境を実感できるような緑化を推進します。

市役所や市民センターなどの公共施設においても、率先してみどりのまちづくりに取り組む姿勢を示すとともに、市民の緑化意識啓発等のため、積極的に緑化を推進します。



しぜんのビオトープ（霞台小学校）

2-2-2 街路樹等の育成と管理

街路樹等は、緑陰の形成や良好な道路景観、騒音低減、大気浄化等の効果のほか、生き物の生息・生育空間や移動経路として、エコロジカルネットワークの形成にも寄与します。

都市計画道路等の整備に合わせて、街路樹等による緑化を推進します。

また、本市が管理する既存の街路樹等は、樹木の特性を踏まえた適正な維持・管理に努めます。



都市計画道路の街路樹

2-2-3 駅前広場等の緑化推進

駅前は多くの人の利用とともに、市外からの観光客や来訪者を迎え入れる場所です。

まちの魅力向上を図るとともに、青梅駅、東青梅駅、河辺駅を中心として、各駅の特徴ある景観や憩いの場、観光客等を迎え入れるにふさわしい場として、駅前広場の緑化やコミュニティ花壇による修景を推進します。

また、青梅駅前については、「青梅駅周辺地区景観形成基本計画*」にもとづき、良好な景観形成を図ります。



青梅駅前広場

2-3 民有地のみどりづくり



市街地の大半を占める住宅地や事業所などの民有地のみどりが増えることで、季節感のあるみどりの景観づくり、生き物の生息・生育空間の創出、まちの魅力向上につながります。

一定規模以上の開発行為等における新たな緑地の整備や、既存樹木の保全や活用によるみどりづくりを推進します。

2-3-1 民有地の緑化

民有地の緑化では、一定規模以上の開発行為等に対する適切な指導等により、質の高い緑化を誘導することで、緑化推進に寄与します。

地区計画の区域内における建築行為等では、地区計画にもとづく緑化指導を行い、道路沿いに広がりや厚みを持ったみどりの形成を促進します。

より積極的な緑化の推進が必要な地域や地区においては、地域特性に合わせた緑化の推進方策を検討します。

また、生け垣設置費補助金やコミュニティ花壇事業を推進するとともに、みどりのカーテン事業、イベント時での苗や種子の配布により、市街地の緑化を推進します。



コミュニティ花壇

2-4 市街地のみどりのネットワークづくり



市街地には、みどりの拠点として崖線樹林、公園・緑地、史跡、社寺林等があり、それらを河川や水路、街路樹、農地、住宅地の庭木などがつながることで、みどりのネットワークが形成されます。

これらのみどりが充実することで、生物多様性の確保、レクリエーション性や防災性の向上、熱環境の改善等のみどりの機能がより効果的に発揮できることから、有機的なみどりのネットワークづくりを推進します。

2-4-1 エコロジカルネットワークづくり

市街地では、樹林や農地の減少に伴いみどりが孤立化しており、生き物の生息・生育空間の悪化が進んでいます。

健全な生態系を確保するため、街路樹の整備や公共施設の緑化、住宅地や事業所のみどりを増やすなどの取組により、点在する公園・緑地や樹林、農地等と有機的につなげることで、エコロジカルネットワークの形成を進めます。

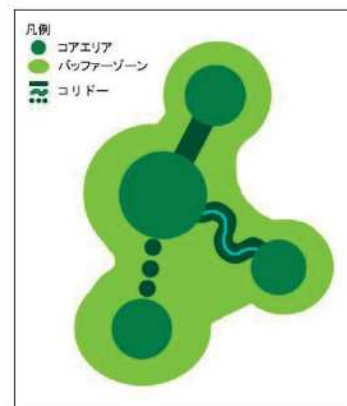
また、生き物の生息・生育空間となる学校や公園・緑地でのビオトープづくり、郷土種*に配慮した樹木等の植栽など、みどりの質の向上に努めます。

コラム エコロジカルネットワークとは

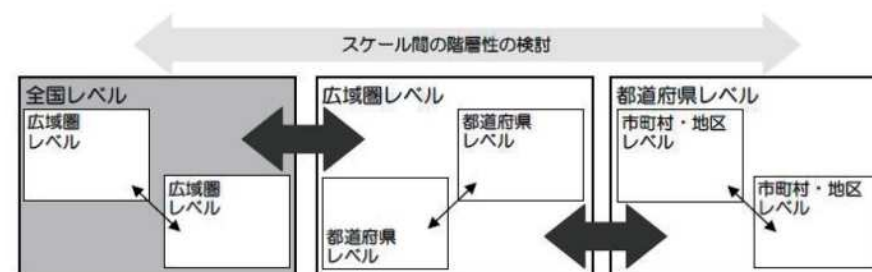
生態系の拠点の適切な配置やつながりのことをエコロジカルネットワークと呼び、核となる地域（コアエリア）、コアエリアの外部との相互影響を軽減するための緩衝地域（バッファゾーン）を適切に配置、保全するとともに、これらの生き物の生息・生育空間をつなげる生態的な回廊（コリドー）の確保が基本となります。

また、生き物には国境を越えて移動するものから、一定の狭い範囲内を移動するものなど空間的な広がりには多様です。エコロジカルネットワークも全国レベルから市町村・地区レベルがあり、それぞれが階層的な関係にあります。

本市に位置する山地や丘陵地、多摩川等の河川は全国レベルや広域圏レベルですが、市街地のエコロジカルネットワークは地区レベルになります。身近な環境においてもネットワークが形成されることで、生き物を観察したり、ふれあえる場が増え、生き物の生息・生育空間の連続性・一体性につながります。そのため、より詳細なスケールでの人と自然の営みの構築、水やみどりの持続可能な循環を積極的に誘導する必要があります。



資料：環境省
全国エコロジカルネットワーク構想(案)



資料：環境省 「全国エコロジカルネットワーク構想(案)」

2-4-2 みどりを巡るネットワークづくり

みどりのネットワーク機能のひとつに、レクリエーションや生活のネットワークがあります。ウォーキングは気軽な健康づくりのほか、まちなか回遊による賑わい創出としても注目されています。

みどりを巡るネットワークをより楽しめるよう、リニューアルした公園情報や公共施設等の季節の花の見どころなども盛り込んだウォーキングマップ、観光まち歩きマップ等を充実するとともに、公園・緑地等の説明や案内をするQRコードの設置を検討します。

また、健康づくりや自然・歴史・文化資源等を巡る道として利用される「青梅市健康と歴史・文化の路」の整備や適正な維持・管理に努めます。



資料：青梅市



一般社団法人青梅市観光協会のホームページから、青梅市内の散策マップ等がダウンロードできます。
左のQRコードから読み取りください。

(令和7年(2025)年11月時点)

基本方針3 みどりを活かす

3-1 山地・丘陵地の活用



山地・丘陵地は林業においても重要なフィールドであり、森林を育て、育った木を木材として利用し、再び植林を行う循環が、森林の適切な管理になるとともに、二酸化炭素吸収量の増加、生物多様性の確保など、多面的機能の維持につながります。森林環境譲与税*を活用した森林整備を促進するとともに、地球温暖化防止の観点からの森林資源としてや、賑わい創出の観点からの観光資源として活用します。

3-1-1 森林機能の向上

本市の山林は人工林率が高く、適正な森林整備が重要です。

かつての柚保のように健全な森林資源の継承に向けて、「青梅市森林整備計画*」にもとづき、森林の伐採・造林・保育等の森林施業を推進します。

また、管理の行き届かない森林を減らすため、森林経営管理制度*により、土地所有者の意向を踏まえた森林の適正管理を推進するとともに、東京都の多摩の森林再生事業*を推奨します。

スギ、ヒノキの花粉症の患者数が年々増加していることから、人工林では花粉の発生量が少ない品種系統の選定のほか、東京都農林水産振興財団が進める「企業の森*」や「主伐事業*」等を促進します。



整備された森林

3-1-2 多摩産材等の活用

多摩産材や青梅産材は、木材を地産地消することから環境負荷の低い地場産材です。

また、多摩産材等を活用することは、森林の適切な手入れだけではなく、健康や環境の面から有効です。

環境負荷の低減、林業の活性化のため、「青梅市公共建築物等における多摩産材利用推進方針」にもとづきPRするほか、公共施設や民間施設での多摩産材等の利用拡大を推進します。



多摩産材を活用した公園施設

3-1-3 廃材利活用等の資源循環の促進

森林の維持・管理では、多くの間伐材や剪定枝が発生します。

これらの間伐材や剪定枝は、チップ化し、公園・緑地等の園路材としての活用、堆肥補助材等としての配布など、有効利用を推進します。

また、木質バイオマス*としての活用についても検討します。



青梅の森の園路

3-1-4 レクリエーションの場としての活用

山地や丘陵地にはいくつものハイキングや登山のコースがあり、多くの人が本市の自然環境を楽しんでいます。

ハイキングコースや登山道の利用者が安全に自然とふれあい、親しめるよう、遊歩道やハイキングコースの適正な維持・管理、環境整備を推進します。

また、来訪者が増加し観光振興につながるよう、効果的なPRやイベントなどについて検討します。



ハイキングの様子（御岳山）

3-1-5 教育の場としての活用

本市には身近な場所にみどりが多いことから、みどりを活かした保育や幼児教育、学校教育が行われています。

本市の自然環境や生態系のほか、林業や農業についても学ぶことができるよう、保育園や幼稚園、小中学校等と連携し、みどりを活用した教育プログラム等を検討します。



梅もぎ体験

また、出前講座等を活用した環境教育についても推進します。

3-2 河川環境の活用

本市には多くの河川や水路があり、市民に親しみのある水辺環境が形成されています。河川や水路は、多様な生き物の生息・生育空間、気温の冷却効果、景観形成、散策路などの多面的機能を有しており、みどりのまちづくりに積極的に活用します。

3-2-1 水辺空間の利活用

清流が維持された自然豊かな水辺は、自然観察や川遊び、川沿いの散策などを楽しむ人が集まる場となります。

水辺空間の利活用を進めるうえで、良好な自然環境を維持するため、水生生物の調査の実施、水辺の生態系や希少種の保護、外来種対策を実施します。

多摩川はリバースポーツの場として活用されており、今後も多摩川の魅力をより効果的にPRします。

釜の淵エリアは、民間のノウハウを取り入れつつ、賑わいを創出するための整備・活用を推進します。

また、バーベキュー利用者が多く訪れる河川では、ごみの放置などの迷惑行為も増加しているため、マナー啓発を行うとともに利用実態を踏まえ、河川管理者等との連携による河川利用のルールづくりを検討します。



マナー啓発看板（釜の淵公園）

3-3 市街地のみどりの活用



本市の市街地には公園・緑地や街路樹、庭木や生け垣など様々なみどりがあり、市民や来訪者等は日常生活の中でみどりとふれあうとともに、みどりのもつ防災・減災機能を享受しています。市民の Well-being 向上や安全・安心のまちづくりのために、市街地のみどりの活用を推進します。

3-3-1 みどりのリサイクルの推進

快適なみどりのまちづくりには、公園・緑地や公共施設の植栽地、街路樹、庭木などの剪定管理が必要です。

剪定管理で発生した剪定枝は、チップ化し、公園・緑地等の園路材としての活用、堆肥補助材等として配布するなど、リサイクルを推進します。

3-3-2 オープンガーデン等の推進

オープンガーデンは、個人住宅や事業所の庭を一般に公開する取組で、訪れた人との交流も楽しめるコミュニティ活動です。梅の公園周辺の社寺等に梅の木等を植樹し、オープンガーデンとして開放しています。

オープンガーデンを推奨するための支援策を検討するとともに、民有地のみどりの観光資源化に努めます。

また、市民緑地制度による緑地や空き地の利活用を検討します。



オープンガーデン

3-3-3 みどりによる防災・減災機能の充実

公園・緑地、運動広場、学校等は、災害時の避難場所として指定されています。

また、公園・緑地や農地などは、雨水の貯留・浸透機能により、河川や下水道への雨水の流入を抑制する効果があり、施設の植栽地や道路の植樹帯を活用した雨庭*による雨水流出抑制も注目されています。

避難場所に指定されている公園・緑地等では、周辺状況や規模を考慮し、かまどベンチ*やソーラー公園灯*などの設置のほか、防災面に配慮した樹木管理を推進します。

雨水対策として、宅地内の雨水は宅地内浸透処理を推進するとともに、雨水浸透施設等の設置に対する補助を行います。

また、近年頻発する局地的な集中豪雨による浸水被害や土砂災害に対応するため、調節池の設置や緑地の雨水貯留・浸透機能を活用した対策を進めます。



雨水浸透施設

資料：青梅市

3-4 農地の活用

農地は、農畜産物の供給や雨水の貯留・浸透、自然とふれあえる場など、多面的機能を有しており、まちづくりに活かすことが期待されています。市民の農業への理解を深めるとともに、防災、レクリエーション、安全・安心な食材の供給、農業振興など農地の活用を推進します。

3-4-1 農地による防災・減災機能の活用

市街地に点在する農地は、災害時の延焼防止や避難場所等の機能を有しています。

また、農地や水田による雨水の貯留・浸透は、降雨時の河川や下水道への流入を抑制し、浸水被害の軽減につながります。

農地が有する防災・減災機能を活用し、安全・安心なまちづくりを推進します。さらに、農地の災害時の活用については、農業協同組合との防災協定にもとづき協議を行います。



資料：JA東京中央会ホームページ

3-4-2 市民農園等の利用促進

本市には市民農園、農業体験農園、農家開設型市民農園があり、多くの市民が農作業や農業体験を楽しんでいます。

今後も多様なレクリエーションの要望に対応するため、農業従事者等との連携により、市民が農業体験できる場として、市民農園等の利用促進を図ります。



市民農園

3-4-3 農畜産物の利用促進

農業振興、農地保全、安全・安心な食の確保のためには、市民の農業に対する理解が必要です。

直売所等による農畜産物の地産地消、学校給食での地元食材の活用を推進するため、農業協同組合と連携して取組を進めます。

また、地元農畜産物を利用した6次産業化*についても、関係団体等と連携した取組を推進します。



地元野菜の直売会

災害協定マップ
QRコード
(令和7年(2025)年11月時点)

共通方針 共創（みどりを共につくる）

共－１ 多様な主体によるみどりのまちづくり



みどりの将来像を実現するためには、市民をはじめ、事業者、各種団体、本市に関わるあらゆる主体が、みどりのまちづくりを進める必要があります。多様な主体が、本市の様々な場所で、みどりのまちづくりに関する活動をより活発に実施できるとともに、新たな魅力や価値を生み出せるよう、支援や仕組みづくりを推進します。

共－１－１ 市民等の共創による公園・緑地等の管理と活用

本市では、森林ボランティアや緑地管理ボランティアなど多くのボランティア団体が活動しています。

今後も、各ボランティア団体の主体的な活動や、活動フィールドを広げるための支援に努めます。

また、ＰＴＡ主体の緑地管理、企業のＣＳＲ*活動、教育機関のボランティア活動（部活やサークルの参加）など、多様な主体との連携による活動を推進するとともに、気軽に参加できるボランティア活動についても検討します。



ボランティア体験



緑地管理ボランティア

共－１－２ ボランティア活動のネットワークづくり

青梅の森では、「青梅の森保全プロジェクト*」において、ボランティア団体が活動内容を協議し、協働で保全活動を実施しています。

みどりに関するボランティア団体のネットワークをつくり、団体間での話し合いや情報共有ができる仕組みづくりなど、活動の活性化につながる連携体制を検討します。

共－１－３ 担い手の発掘と育成

みどりをまもり育てるための担い手育成として、「青梅市森林ボランティア育成講座」を開講し、多くの講座修了生がボランティア活動を実施しています。

今後も森の担い手を育成していくことが重要であることから、森林環境譲与税を活用した森の担い手の発掘と育成や、企業との連携等を促進します。

また、次世代の担い手の発掘として、青少年リーダー育成研修会の取組を通じた、みどりに関する活動のリーダー育成を推進します。



森林ボランティア育成講座



高校生向けインターンシップ

共－2 みどりのまちづくりに関する普及啓発



豊かなみどりを次世代に引き継いでいくためには、より多くの市民が本市のみどりに興味を持ち、関わる必要があります。

また、みどりにふれあい、体験することが、関心や興味が高まる機会となるため、みどりに関する情報発信やイベントの実施を推進します。

共－2－1 みどりに関する情報発信

みどりのまちづくりを進めるためには、みどりに関して理解を深めることが重要です。

本市のみどりの紹介や、みどりの機能、生物多様性について、積極的に情報提供するため、広報紙や市のホームページ、SNS、パンフレットを活用し、広く情報発信します。

また、市民からのみどりや生物多様性に関する情報を収集し発信する仕組みを検討します。

共－2－2 みどりに関する普及啓発

みどりに関する普及啓発活動では、ホタルの生態学習や観察会、青梅の森での環境学習、河川での水辺に親しむ事業などが開催され、多くの市民や子どもたちが参加しています。

あらゆる世代がみどりにふれあい、学び、体験できる機会として、行政、教育機関、活動団体等と連携して、みどりに関する講習会やイベントを開催するとともに、内容の充実を図ります。

将来、みどりのまちづくりを担うこどもたちが、みどりに関心を持ち、みどりの役割や重要性を楽しみながら学ぶことができるよう、環境学習や体験学習の機会を拡充します。



親水事業

3 重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトの考え方

グリーンインフラの取組は、みどりの機能が発揮されることにより地域課題の解決に貢献するという視点を重視しています。

本計画では、みどり分野にとどまらず、まちづくり全体を推進する上での本市の課題を設定し、重点プロジェクトとしてグリーンインフラに取り組むこととします。



図 4-1 重点プロジェクトの考え方

（２）市街地のエコロジカルネットワークの形成

ア 上位・関連計画における取組の必要性

総合長期計画

- ・本市の強みである美しい自然環境を多様な主体による様々な活動によって保全するとともに、あらゆる分野での活用を図ることが重要である。

都市計画マスタープラン

- ・美しい自然を守るとともに、自然環境や生物多様性にも配慮し、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制や再生可能エネルギーの活用など、環境にやさしいまちづくりを推進する。

環境基本計画

- ・都市化の進展による平地林や草地、農地の減少、樹林の管理不足、外来生物の侵入や増加、農薬等の化学物質、地球温暖化や気候変動等、生物多様性の保全に対し様々な問題が指摘されており、本市においても速やかな対応が必要である。

生物多様性地域戦略

- ・畑や水田・湿地、樹林地・平地林など、市民にとって身近な生き物の生息環境が減少しており、市民が日常的に自然とふれあう機会も減少している。
- ・平地林や畑・水田、崖線などの暮らしに身近な自然環境の保全が必要である。
- ・市街化したまちなかでも、身近に生き物の豊かさを感じられるよう、各公園の位置付けに応じて生き物の生息・生育空間確保に向けた配慮や街路樹などの管理を進めることが必要である。

イ 地域課題

美しい自然環境は本市の強みであり、山地や丘陵地、河川の生物多様性の確保は、多様な主体による様々な活動によって進められています。一方

で、山地や丘陵地等のみどりの拠点を相互につなげる位置にある市街地では、樹林や農地等の減少に伴い、生き物の生息・生育空間の分断や孤立化が懸念されています。

動植物の円滑な移動や個体間の交流を確保できるように、市街地のみどりの保全と創出、健全な管理により、みどりをネットワークとしてつなげることが重要です。

ウ 重点的に取り組む施策

市街地のエコロジカルネットワークの形成のために、重点的に取り組む施策は次のとおりです。

- 1-3-1 崖線樹林の保全
- 1-3-2 平地林の保全
- 2-1-3 開発行為等による新設公園の指導
- 2-2-2 街路樹等の育成と管理
- 2-4-1 エコロジカルネットワークづくり
- 共-1-1 市民等の共創による公園・緑地等の管理と活用

エ 取組によって期待される効果

市街地のエコロジカルネットワークの形成に関する取組により、市街地に残る生き物の生息・生育の空間である崖線樹林や平地林等が保全されるだけでなく、みどり豊かな市街地が形成され、住環境の向上につながります。特に、街路樹や沿道の緑化が連続することで、エコロジカルネットワークの形成とともに、市街地の景観の向上や夏季の緑陰の形成などにより、歩きやすいまちなみが形成されます。

また、市街地のエコロジカルネットワークを意識する市民が増えることにより、ポイ捨てなどのマナー違反の減少、地域住民による公園・緑地や河川等の清掃活動の活性化が進むとともに、活動を通じた地域コミュニティの形成が期待されます。

(3) 住み続けたいまちづくり

ア 上位・関連計画における取組の必要性

総合長期計画

- ・人口減少の中、まちの活力を維持していくためには、移住定住人口や地域経済活動の支え手の確保に加え、関係人口*の拡大を図っていく必要がある。
- ・都心への好アクセスや美しい自然に囲まれた環境、ゆとりある居住環境等の強みを活かしつつ、快適で暮らしやすい都市形成に向けた基盤整備や土地利用等の推進が必要である。

都市計画マスタープラン

- ・人々の暮らしが息づく里山や、歴史と文化に彩られた街なみ、路地空間など、本市を特徴づける景観を守り育て、自然や歴史・文化と調和した、美しい青梅のまちを創出する。

移住・定住促進プラン

- ・市が持つ「自然環境」、「歴史・文化」、「都市機能」の3つの要素のグラデーションの豊かさを強みとして発信・活用し、移住・定住促進施策を展開する。

イ 地域課題

人口減少が進む中で、地域の活力を維持するには、移住定住人口や関係人口を増やし、住み続けたいまち、住みたくてまちにすることが重要です。

公園や身近なみどりなどの地域資源を最大限に活用し、あらゆる人々が利用できる公園機能の見直し、気軽に健康づくりやボランティア活動ができる環境、身近なみどりを活用した教育プログラム、みどりを介したコミュニティ形成など、誰もが生活しやすい環境づくりを進めることが必要です。

ウ 重点的に取り組む施策

住み続けたいまちづくりのために、重点的に取り組む施策は次のとおりです。

- 2-1-1 地域特性に合わせた計画的な公園等の改修
- 2-1-2 効率的・効果的な公園等の管理
- 2-4-2 みどりを巡るネットワークづくり
- 3-1-5 教育の場としての活用
- 3-3-2 オープンガーデン等の推進
- 3-4-2 市民農園等の利用促進
- 共-2-2 みどりに関する普及啓発

エ 取組によって期待される効果

公園等の改修や効果的な公園管理に関する取組、公園ルールづくり、緑地管理ボランティアによる維持管理などにより、公園・緑地の魅力が向上することで、利用者が増加し、あらゆる世代の交流による地域の活性化が期待できます。

また、地域のみどりを活用した教育やイベント開催、オープンガーデンや体験型農園などの民有地を活用した交流の場の広がり、自然環境や歴史・文化等のアピールなどにより、快適で元気に暮らせるまちづくり、関係人口や移住定住人口の増加などにつながります。



芋ほり体験

（４）カーボンニュートラルの実現

ア 上位・関連計画における取組の必要性

総合長期計画

- ・環境保全に取り組むとともに、カーボンニュートラルの実現に向けて、様々な分野での取組の推進が必要である。

都市計画マスタープラン

- ・美しい自然を守るとともに、自然環境や生物多様性にも配慮し、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制や再生可能エネルギーの活用など、環境にやさしいまちづくりを推進する。

環境基本計画

- ・温室効果ガスの排出を削減することで、地球温暖化の影響の緩和と気候システムの安定化につながるため、省エネ対策や再エネの積極的利用が重要である。

地球温暖化対策実行計画

- ・森林やまちなかのみどりによる二酸化炭素吸収源対策は、カーボンニュートラルの実現に向け重要な取組の1つである。

森林整備計画

- ・森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、自然条件や住民ニーズに応じた広葉樹林化・針広混交林化、天然力を活用した施業、受光伐採*等による育成複層林*への誘導、スギ等花粉発生抑制対策の推進など、機能に応じた適正な森林施業の実施と健全な森林資源の維持造成を推進する。

イ 地域課題

本市は、令和4（2022）年にゼロカーボンシティ宣言をしており、カーボンニュートラルの実現に向けて、様々な分野で取組を推進する必要があります。

森林や公園・緑地等の樹木は二酸化炭素吸収源となります。吸収量を増やす方法として、植栽地の拡大、炭素固定を促進するための森林の適切な維持・管理、木材利用の推進があげられます。また、間接的な二酸化炭素排出量の削減としてはバイオマス利用があります。

森林面積の占める割合の高い本市では、森林の吸収能力を十分に発揮させるために、適切な維持・管理や森林資源の若返りなどに取り組むことが重要です。

ウ 重点的に取り組む施策

カーボンニュートラルの実現のために、重点的に取り組む施策は次のとおりです。

- 1-1-1 法や条例による山地・丘陵地の保全
- 3-1-1 森林機能の向上
- 3-1-2 多摩産材等の活用
- 3-1-3 廃材利活用等の資源循環の促進
- 共-1-3 担い手の発掘と育成

エ 取組によって期待される効果

森林の伐採・造林・保育等の森林施業、里山林の萌芽更新*等を進めることで、健全な状態を維持できるとともに、森林による二酸化炭素の吸収が安定して機能します。山地や丘陵地の管理活動は、林業従事者のほか市民や企業のボランティアも担っており、関係人口の増加やコミュニティの活性化も期待できます。

また、伐採した樹木は木材製品、バイオマスとして活用することで、資源循環だけではなく、林業や新たな産業の振興につながります。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編